

橋本市市勢要覧（2026 年版：市制 20 周年記念版）

作成委託業務に係る

公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 7 月

橋本市総合政策部秘書広報課

目次

1. 業務の概要.....	3
2. 参加資格.....	3
3. 実施スケジュール.....	4
4. 審査方法.....	4
5. 参加表明届および誓約書の提出.....	4
6. 質問書の提出および回答.....	5
7. 企画提案書等の提出.....	5
8. 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施.....	6
9. 審査.....	7
10. プロポーザルに瑕疵がある場合の取り扱い.....	7
11. その他の留意事項.....	7

この要項は、「橋本市市勢要覧（2026 年版：市制 20 周年記念版）作成委託業務」について、プロポーザル方式により提案を求め、技術力、企画力、価格等を総合的に評価し、本市にとって最も優れた提案をしたものを選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

1. 業務の概要

（1）業務名

橋本市市勢要覧（2026 年版：市制 20 周年記念版）作成委託業務

（2）業務内容

別紙「橋本市市勢要覧（2026 年版）作成委託業務仕様書」のとおり

（3）委託上限額

本業務に係る委託費用は、4,032,000 円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

※見積限度額を超える額で提案した事業者は失格とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）令和 7 年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （4）橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成 18 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 271 号）に基づく指名停止または橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準（平成 26 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 87 号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第 3 者の不正の利益を図る目的または第 3 者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(6) 過去3年以内に市勢要覧作成委託業務と同等の業務実績があること。

3. 実施スケジュール

(1) 事業候補者選定スケジュール

時期	内容
7月7日(月)	実施の公表・実施要項等の配布
7月11日(金) 17:00 締切	参加表明届提出期限
7月11日(金) 17:00 締切	質疑受付期限
7月16日(水)	質疑回答日
7月18日(金)	辞退届提出期限
7月25日(金) 17:00 締切	企画提案書等提出期限
7月30日(水) 予定	プレゼンテーション実施
8月初旬	選定結果の通知
8月初旬	業務委託契約締結

4. 審査方法

参加事業者より提出された企画提案書類等に基づき、審査を行う。

5. 参加表明届および誓約書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明届および誓約書を提出するものとする。

(1) 提出書類

①参加表明届および誓約書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和7年7月11日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合はあらかじめファクスもしくは電子メールにて郵送する旨の連絡を行ったうえで書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

橋本市総合政策部秘書広報課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号（庁舎2階）

電話：0736-33-2676 ファクス：0736-33-2674

メールアドレス：kocho@city.hashimoto.lg.jp

(6) 留意事項

- ①提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めない。
- ②提出された参加表明に関する書類は返却しない。

6. 質問書の提出および回答

- (1) 本業務に関する質問は、質問書（様式第3号）により、電子メールで秘書広報課まで提出すること。質問書提出後には電話による受信確認を行うこと。なお、電子メールの件名は、【橋本市市勢要覧作成委託業務（質問書）：会社名】として送付すること。

(2) 受付期間

令和7年7月7日（月）～7月11日（金）午後5時まで

※質問期間経過後の質問は、一切受け付けない。

※受信確認は土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時15分の間に行うこと。

(3) 回答方法

令和7年7月16日までに、全ての質問に対する回答を橋本市ホームページに掲載する。

※審査に関するもの、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。また、質問者に関する情報は回答には含めない。

※回答に対する再質問は受け付けない。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出届および誓約書（様式第2号）
- ② 会社概要（様式第6号）
- ③ 業務実績書（様式第7号）
- ④ 業務責任者経歴書（様式第8号）
- ⑤ 実施体制（様式第9号）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）

提案書には以下の事項を記載すること

ア 市勢要覧作成事業についての企画コンセプト・方針

イ 市勢要覧の全体構成案

ウ 市勢要覧の仕様

（総ページ数、刷り色、製本、紙質）

- エ 誌面デザイン案（表紙デザイン・各ページのデザイン案）
- オ 事業スケジュール
- カ 業務実施体制（総括責任者及び担当者も記載すること）
- キ その他PR資料

⑦ 見積書（様式第5号）

（2）受付期間

令和7年7月7日（月）～7月25日（金）午後5時（必着）

（3）提出部数

正本1部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの）、副本6部（押印不要）

（4）提出方法

郵送または持参（提出時に、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「業者名」を明記してください。）

※持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合はあらかじめファクスもしくは電子メールにて郵送する旨の連絡を行ったうえで書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

※提出された書類の差し替え、再提出は認めない。

※参加申込み後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

（5）提出場所

橋本市役所 総合政策部 秘書広報課（庁舎2階）

（6）その他

- ・提出された企画提案書等の内容について、必要に応じて質問を行う場合がある。

8. 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを行うこと。概要は以下のとおりとする。

（1）プレゼンテーションの日時及び場所

令和7年7月30日（水）予定 橋本市役所内会議室

詳細な日程等については、対象者に別途通知します。

（2）注意事項等

①時間配分（1社当たり）は次のとおりとする。

- ・プレゼンテーション：20分以内
- ・質疑：20分以内

②プレゼンテーションでは、提出した提案書等の内容について、説明を行うこと。なお、補足説明が必要な場合は、提案書等の内容を逸脱しない範囲で実施すること。

③提案者の出席者は3名以内とし、本業務主任担当者は必ず出席すること。

④プロジェクト等の機材を使用する場合は、市で準備するため、事前に連絡すること。

9. 審査

(1) 選定方法

本市職員から構成する橋本市市勢要覧作成事業者選考委員会にて別紙「提案書評価基準」に基づき審査を行い、採点の最高得点者を第一優先交渉権者とする。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、選考委員会に諮り決定する。また、企画提案者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点が、別に定める最低水準点以上であれば特定する。

第一優先交渉権者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、または契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉を行う。

なお、選定結果については、企画提案書に関するプレゼンテーションに参加したすべての提案者に通知するが、審査結果等についての異議申立てには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査項目

①企画提案書審査

- ・本要覧作成に向けた基本的な考え方について
- ・業務行程
- ・業務の執行体制について
- ・その他提案

②見積書

(3) 決定通知

審査結果については、8月初旬に企画提案書に関するプレゼンテーション参加者全員に文書で通知するとともに、委託先候補者として特定した者についての名称を橋本市ホームページに掲載する。

10. プロポーザルに瑕疵がある場合の取り扱い

- (1) プロポーザルにおいて、提案者の提出書類もしくは提出期限または申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で審議の上、提案者の取り扱いについて決定するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- (3) 参加事業者の瑕疵が重大または悪質であり、プロポーザルの公正性および公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、事業者選定につき既に決定した事項を取り消すことができるものとする。

11. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者が負担するものとする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。

- (3) 本市は、提出書類を本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しないが、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。